

震災時等における 危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の 安全対策及び手続きについて

過去に発生した震災時において被災地では・・・

ガソリンスタンド等の危険物施設が大きな被害を受けたことや被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶から手動ポンプを用いての給油等、平常時とは異なる危険物の取り扱いや、避難所をはじめ危険物施設以外の場所で一時的に暖房用の燃料を貯蔵するなど、消防法第10条第1項ただし書に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

被災地で実際に行われていた事例は・・・

- 移動タンク貯蔵所等による給油・注油
- 危険物を収納する設備からの抜き取り
- ドラム缶等による燃料の貯蔵・取扱い
- 救援物資等の集積場所で危険物の貯蔵
・・・など



危険物の仮貯蔵・仮取扱いとは

通常、許可を受けた危険物施設（ガソリンスタンド等）以外の場所で行うことはできない指定数量（例：軽油・灯油 1,000 リットル）以上の危険物について、事前に消防長の承認を受け、10日以内の期間、仮に貯蔵し又は取り扱うことを言います。

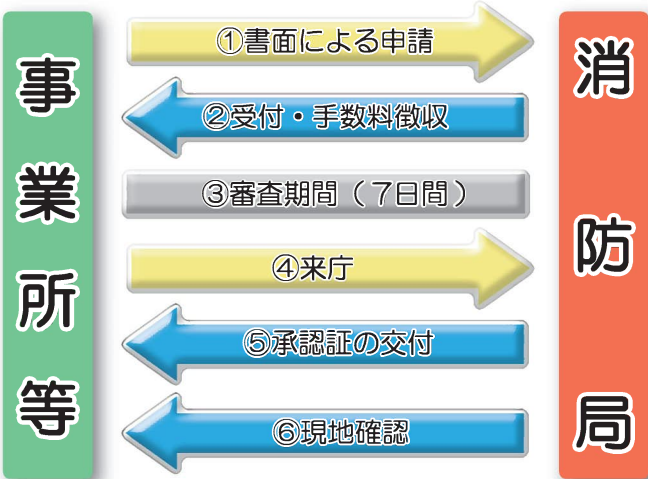


さいたま市では、震災時等において必要となる危険物の貯蔵・取扱いについて、速やかな承認手続きにより迅速な災害復旧を図ることを目的として、「**震災時等における危険物の仮貯蔵又は仮取扱い等に関するガイドライン**」を定めました。

震災時等の仮貯蔵・仮取扱いについて

震災時等において危険物施設以外の場所で臨時的に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うことが想定される事業所等は、仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材の準備等について事前に消防局と協議したうえで**実施計画書**を作成し提出しておくことで申請から承認までの手続きを電話等によることができます。

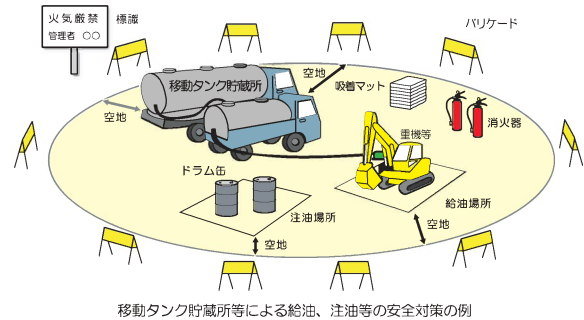
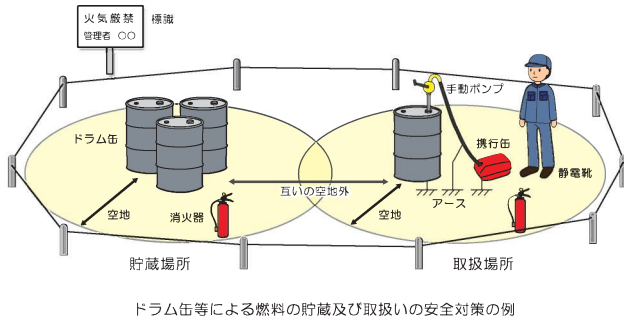
■ 通常時の手続き



■ 震災時の手続き



■ 震災時の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策の例



危険物施設での臨時的な貯蔵・取扱いについて

震災時等に設備等が故障した場合の代替機器の使用、又は停電時における非常用電源及び手動機器等の使用等、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて事前に変更許可申請等を行い、許可内容等に内包した場合は、その範囲において危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要とせず、それらの機器等を使用することができます。

《事例》

- 給油取扱所において給油継続のための緊急用発電機の設定
- 地下貯蔵タンクから手動ポンプを用いた燃料の汲み上げ給油 ほか



詳しくは さいたま市消防局予防部査察指導課危険物係
 電話 048-833-7543
 FAX 048-833-7529

